

## 退職者非該当について

被用者保険の0Bで老齢年金給付を受けている人とその扶養家族は、国民健康保険の退職被保険者等として退職者医療を受けます。

対象年齢は、65歳未満です。

65歳以上の患者のレセプトの保険制度を退職者医療制度として請求された場合は、返戻扱いになります。

被保険者証を確認の上、請求をお願いします。

### 【返戻事例】

診療報酬明細書				平成 30 年 8 月分		1 1 社・自 4 退職 1 単独 2 本外	
-		-		6 7 4 5 x x x x	給付割合	10 9 8 7 ( )	
公負①		公受①		保険者番号			
公負②		公受②		被保険者証・被保険者手帳等の記号番号			
氏名	1男 2女 1明 2大 3昭 4平 28.8.1 生			特記事項			
傷病名	診療年月 平成30年8月診療分 生年月日 昭和28年8月1日…年齢65歳の患者 → 保険制度は「4退職」には該当しない → 保険者番号の法別は「67」には該当しない						診療 実日数
療養の給付							不 険

### (参考)

退職者医療制度は平成20年4月から原則廃止となりましたが、経過措置として平成26年度末までに退職被保険者になった人とその被扶養者は、平成27年度以降も退職被保険者が65歳になるまで退職者医療制度で医療が受けられます。